

# 風

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

第2節 防災関連機関の役割と業務大綱

第2章 予防計画

令和3年3月修正案（抜粋）

※修正箇所のみ抜粋し朱書き表記

風-〇〇：ページ番号

追加：〇〇〇〇（下線）

削除：~~〇〇〇〇~~（取り消し線）

風-2

風-3

風-5

風-8

風-8

風-9

風-11

風-12

風-15

第3章 応急対策計画

第4節 災害時の相互応援に備える

第1節 活動体制を整える

第2節 被害を最小限にいとめる

第4節 被災者生活を支援する

第6 廃棄物処理体制

第7 帰宅困難者支援体制

第1 応援・受援体制の構築

第1 基本的事項

第2 活動体制

第1 情報収集・伝達

第2 消防・救助

第3 医療・救護

第4 応援要請・市外被災地支援

第5 要配慮者支援

第6 避難対策

第7 帰宅困難者支援

第8 輸送支援

第9 物資供給・給水

第10 遺体対応・行方不明

第11 災害拡大防止対策

第12 水防

第13 雪害対応

第1 保健・環境衛生

風-16

風-17

風-20

風-22

風-29

風-44

風-45

風-47

風-49

（注） 第1章の第1節から第3節は、震災編「第1章第1節から第3節」を、第2章の第1節第2から第3及び第3節第1から第3、第5から第6は、震災編「第2章第1節第2から第3及び第3節第1から第3、第5から第6」を、第3章の第1節第2及び第2節第2から第5、第8から第11は、震災編「第3章第1節第2及び第2節第2から第5、第8から第11」を準用する。

その他、震災編と内容に変更のない計画については、震災編の計画を準用する。

### 風-3 「風水害の危険性（利根川）」修正

#### 1 利根川

利根川は国の直轄河川であり、柏市船戸山高野地先から我孫子市青山地先に至る右岸堤防約11.2kmが水害の影響区間であるが、その内18箇所、延べ約2.1kmが重要度A（水防上最も重要な区間）、48箇所、延べ約6.6kmが重要度B（水防上重要な区間）となっている。この堤防の一部、我孫子市青山地先に越流堤があり、堤防の上端を上回る水位の時は越流させることにより一時、田中調節池に遊水させ、洪水の調整を図っている。したがって、~~冠水地区図（図-34）のとおり~~柏区間に8.2kmの囲繞堤と10.0kmの周囲堤があり、その中が調節池として使用されている。平時はこの調節池を農地として活用しているが近年、台風や集中豪雨等で利根川上流地域に大雨が降った際には、利根川が増水して越流堤を超えやすい現況であり、その都度農産物に被害が及んでいる。

## 風-5 「柏市洪水ハザードマップ」修正

### 第3 被害等の想定

「柏市洪水ハザードマップ」(令和元平成30年7月)では、国土交通省や千葉県が発表している浸水想定区域図のうち、柏市域に影響するものとして、下記の河川が氾濫した場合の浸水状況を示している。

- (1) 利根川水系利根川(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm)
- (2) 利根川水系利根運河(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm)
- (3) 利根川水系手賀沼(手賀沼流域の48時間総雨量815mm)

※(1)、(2)は国土交通省関東地方整備局、(3)は千葉県による予測結果

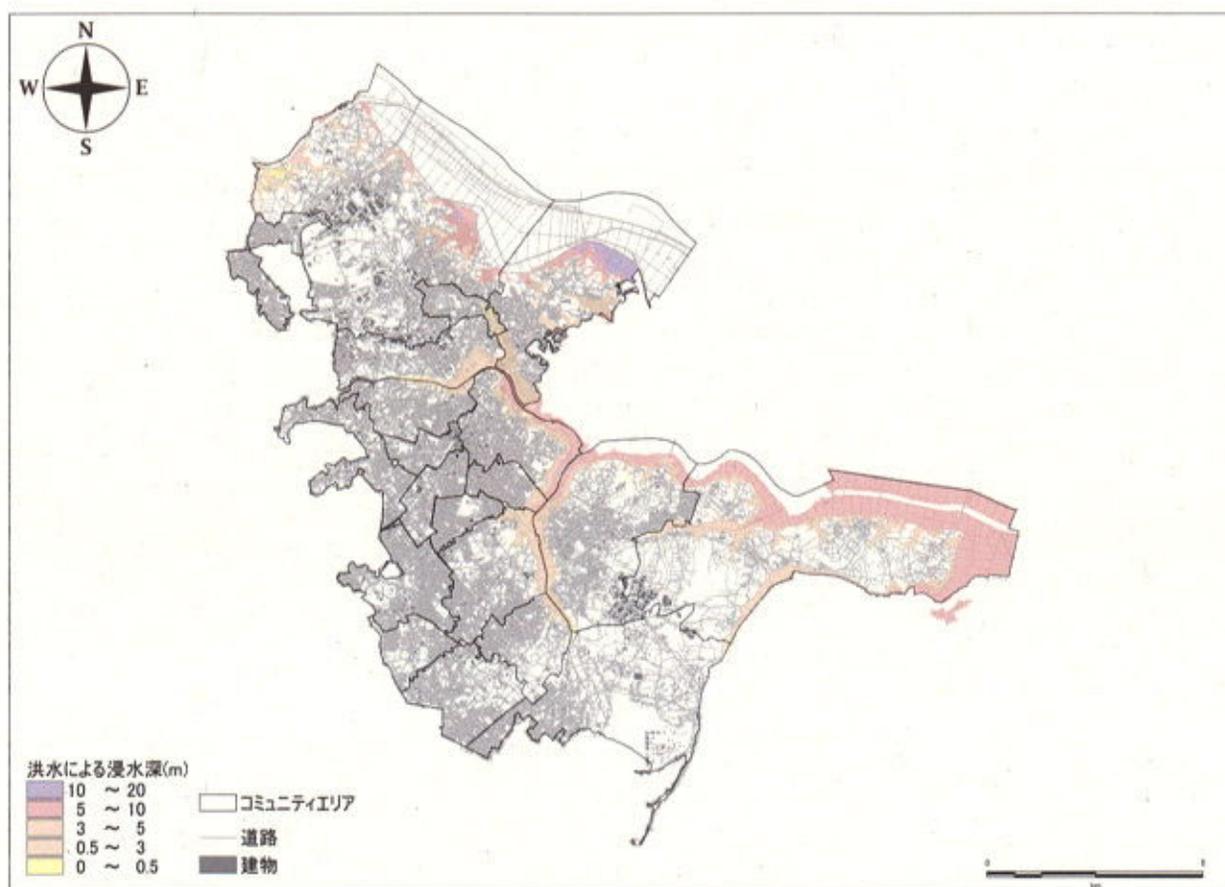


図 柏市洪水ハザードマップ(令和元平成30年7月)に示された浸水想定区域

## 風-10 「公共下水道(雨水)の整備」修正

### 目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和42年度)	指標の説明
公共下水道(雨水)の整備	56,685m	57,885m	雨水幹線の整備延長を表す数値

**風-26 「警報等の伝達系統及び方法 手段と内容 かしわメール配信サービス」追加**

**(2) 警報等の伝達系統及び方法**

**(1) 手段と内容**

	伝達手段	内容	注意事項
3	かしわメール配信サービス	登録者に対し、一斉に情報を発信する	パソコン・携帯電話利用者等に限られる

**風-29 「避難周知」修正**

**ア 避難周知**

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を使って伝達する。伝達にあたっては、各地域の浸水状況も発信しつつ、災害の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるとともに、要配慮者への配慮を徹底する。避難行動が実施される段階において、消防団は、避難の呼びかけや巡回パトロールを行う。

**風-32 「避難情報発令の判断基準」修正**

**ア 利根川（田中調節池・基準水位観測所 芽吹橋）**

避難勧告等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。なお、利根川右岸 92.0~93.589.5 km 付近（柏市花野井~大室布施 重要水防箇所 A ランク）の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

**風-33 「避難情報発令の判断基準」修正**

**イ 利根川（手賀川、手賀沼、大堀川、大津川、染井入落、金山落沿い 基準水位観測所 押付）**

種類	内容	基準（押付観測所）
避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難の開始</li> <li>避難勧告（警戒レベル4）・避難指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位（<u>7.107.70</u>m）を超過し、氾濫危険水位（<u>7.807.90</u>m）の超過が見込まれるとき</li> <li>その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難勧告（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険区域の住民が避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位（<u>7.807.90</u>m）を超過したとき</li> <li>堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき</li> <li>その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難指示（緊急）（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険の切迫性があり緊急的に避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防決壊想定地点付近で大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認したとき</li> <li>■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
--	--	---

**風-35 「避難情報発令の判断基準」修正**

**ウ 利根運河（基準水位観測所 野田）**

種類	内容	基準（野田観測所）
避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者の避難の開始</li> <li>■ 避難勧告（警戒レベル4）・指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 氾濫注意水位（6.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難勧告（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険区域の住民が避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難判断水位（<u>8.408.80m</u>）に到達したとき</li> <li>■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難指示（緊急）（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること</li> <li>■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難判断水位（<u>8.408.80m</u>）を超過し、氾濫の危険が高まったとき</li> <li>■ 堤防の決壊を確認したとき</li> <li>■ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>

**風-36 「避難情報発令の判断基準」修正**

**エ 手賀沼及び手賀川（基準水位観測所 新曙橋）**

**【対象地区】**

手賀沼（以下計18地域）柏下、柏中村下、戸張、戸張新田、泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目、染井入新田

手賀川（以下9地域）片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋

種類	内容	基準（新曙橋観測所）
避難準備・高齢者等 避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者の避難の開始</li> <li>■ 避難勧告（警戒レベル4）・指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難勧告 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険区域の住民が避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき</li> <li>■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること</li> <li>■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新曙橋観測所の水位が氾濫危険水位（3.75m）に到達し、氾濫の危険が高まったとき</li> <li>■ 堤防の決壊を確認したとき</li> <li>■ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>

**風-36 「土砂災害 避難勧告等の判断基準 資料編」追加**

**(2) 土砂災害**

**ア 避難勧告等の判断基準**

本市において、土砂災害発生の恐れのある土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（以下「警戒区域等」という。）は、市職員、消防職員等による警戒区域等の巡回情報や周辺住民からの通報などの情報、気象庁や民間委託会社等の気象情報等を基に、避難勧告等の対象となる「避難区域」を判断する。

なお、避難勧告等は、以下の今後の気象予測（フロー1）や土砂災害危険箇所の巡視情報等（フロー2）からの報告及び基準の目安（フロー3）を含めて、総合的に判断して発令する。

※ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設……………【資料編 7-2】

**風-40・41 「避難所開設・運営」追加、修正**

**(2) 避難所の開設**

**ア 安全確認・スペース設定**

(7) 市職員等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

(f) 感染症の感染拡大を防ぐため、居住スペースでは、個人若しくは家族間の距離を確保する。

イ 防災資機材の準備

(I) 感染症の感染拡大を防ぐため、マスク、非接触型温度計、接触型体温計、消毒液を用意し、避難所内には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内を掲示する。

(3) 避難者の受け入れ

ア 避難者の誘導

(7) 市職員は、健康状態の良い避難者と、健康状態がすぐれない避難者の動線及び居住スペースを分ける。

(f) 市職員等は、安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。

(4) 避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者名簿カード」を配布し、取りまとめる。

※ 避難者名簿カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 8-4】

風-47 「雪害対応 除雪対策の協議 標準交通量」修正

(2) 除雪対策の協議

柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道6号及び国道16号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は次表の機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。

【交通量による除雪目標と内容の一般基準】

区分	標準交通量	除雪目標	実施内容
第一種	10,000 <del>1,000</del> 台/日以上 ※一般国道が相当	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つように、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	7,500 <del>500</del> 台/日以上 ※主要地方道等の幹線が相当	2車線幅員の確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは拡幅する。 全幅員除雪は極力早期に実施する。	2車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合1車線交通になることがある。 夜間除雪は原則として行わない。
第三種	7,500 <del>500</del> 台/日未満 ※一般県道等の地方的幹線が相当	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。